

第6章 水環境保全配慮行動のための指針

第1節 水環境保全配慮指針の趣旨

この指針は、市民、事業者及び行政が連携して水環境の保全に取り組むための具体的な行動事例として、作成したものです。

この指針を参考として、日々、家庭や地域、職場などにおいて、私たちの身の回りの水環境に配慮した生活行動を実践していくことが求められています。

第2節 市民・事業者・行政の水環境保全配慮指針

1 市民の水環境保全配慮行動

(1) 家庭

- 下水道等が整備された地域では速やかな接続に努め、整備されていない地域では合併処理浄化槽の設置に努めます。
- 浄化槽の維持管理を専門の業者に委託している場合でも、管理を任せきりにせず注意を払います。

水を汚していませんか？

私たちが何気なく流している食卓の残り物ですが、これを魚が棲める程度の水質に薄めるには、浴槽何杯分もの水が必要になります。

食品の種類	捨てる量	汚れ(BOD)の程度	薄めるのに必要な水の量 (浴槽で何杯)
米のとぎ汁	2,000ml	3,000 mg/l	4 杯
ラーメンの汁	200ml	25,000 mg/l	3.5 杯
みそ汁	200ml	35,000 mg/l	4.5 杯
ビール	180ml	70,000 mg/l	8 杯
牛乳	180ml	78,000 mg/l	9 杯
しょう油	15ml	150,000 mg/l	1.5 杯
日本酒	20ml	200,000 mg/l	2.5 杯
使用済み天ぷら油	500ml	1,000,000 mg/l	330 杯

- 流し台で水切りネットなどを使い、細かいごみを取り除くようにします。
- 米のとぎ汁は、庭木や花壇にまいて肥料として利用します。
- 天ぷら油を捨てるときは、市販の油固化剤などを用います。
- 食器などの汚れは、キッチンペーパーやゴムべらなどで除去した後に洗います。
- 洗剤は環境にやさしい、安全な石鹼を使用するよう努めます。
- 洗剤は適量を量って使用し、洗剤の無駄をなくします。
- 住居に雨水浸透ますを設置するとともに、所有地では、非舗装面の確保、透水性舗装の採用や緑化に努め、雨水の地下浸透を図ります。
- 風呂の残り湯は洗濯に使用するなど有効に使います。
- 買い物は、不必要なものを買わないよう計画的に行い、また、マイバッグ（買い物袋）を持参するなど、ごみの減量化に努めます。
- 包装・梱包はできるだけ簡易で、無駄のないものにします。
- 食品は、使いきれ的分だけを買ひ、作りすぎや食べ残しをなくすようにします。
- 商品を購入するときには、水環境への影響の有無を考慮します。
- 生ごみの水切りを徹底し、堆肥化や生ごみ処理機の利用など、生ごみの減量に努めます。
- 廃棄物問題に関して正しい理解と関心を深め、分別収集やリサイクル等の推進に協力します。
- 灯油等の取扱いにあたっては、不注意などにより公共用水域へ流出させたり、地下へ浸透させたりしないように十分留意します。

(2) 地域

- 空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨ては絶対にしません。
- 市街地、水路、道路側溝、宅地等の清掃活動を率先して行います。
- 地域で行われる水環境保全に向けた取り組み、ボランティア活動などに積極的に参加します。
- 河川の水生生物の生息調査や水に関わるイベントに積極的に参加します。
- 水中や河川敷に棲む貴重な動植物の保護活動に参加し、生息・生育環境の保全に努めます。
- 地域に存在しない動植物を持ちこまないようにして、生態系の保全に努めます。
- 水に関わる伝統行事等の保存・継承のため、地域の祭りなどに積極的に参加します。
- 野菜や果実の購入にあたっては、低農薬野菜など環境に配慮した作物の購入に努めます。



2 事業者の水環境保全配慮行動

(1) 組織・社員教育

- 環境に関する経営方針や各種目標の設定により、事業活動に伴う環境負荷を減らします。
- 環境保全に関する役員、部署及び担当者を配置し、環境管理・監査制度を導入するなど管理体制を整備します。
- 環境マネジメントシステム（ISO14001 シリーズ）の認証取得を目指します。
- 事業場における環境保全に関する情報を積極的に公開するよう努めます。
- 環境問題に関する研修会には積極的に参加するとともに、社内においても研修を実施し、従業員の環境意識の高揚を図ります。
- 市街地や河川の清掃など、地域で行う環境保全活動に積極的に取り組むとともに、従業員が自発的に活動に取り組むことを推奨します。

(2) 商品開発

- 生活排水対策に役立つ製品、環境負荷の少ない商品を開発して販売、提供するとともに、消費者の商品選択に必要な情報の提供に努めます。
- 一般廃棄物の減量化のため、容器に入った商品については、中身の詰め替え可能な商品の開発、販売に努めます。
- 空き瓶のラベルをはがしやすくするなど、分別収集、リサイクルが容易な製品づくりを推進します。

(3) 工場設置

- 工場の敷地や駐車場に透水性舗装を施したり、雨水浸透ますを設置するなど、雨水の地下浸透を推進します。
- 計画の策定や工事の実施にあたっては、水源地の保全や緑地の確保に努めることなどにより、地域の水環境の保全に配慮します。
- 工事中は、アルカリ排水、懸濁排水などの流出を抑えるなど、建設工事に伴う排水対策に努めます。

エコマーク

エコマークとは、地球にやさしい商品につけられるシンボルマークです。

環境（Environment）と地球（Earth）の頭文字が「e」の人の手となって、地球をやさしくつつみ込んでいるデザインとなっており、「私たちの手で、地球を守ろう」という気持ちを表しています。



(4) 工場・事業場排水

- 下水道等が整備された地域では、速やかな接続に努め、整備されていない地域では適切な排水処理施設を設置します。
- 排水を下水道に接続している事業場では、下水道への排水基準を遵守します。
- 排水処理施設の維持管理を専門の業者に委託する場合でも、管理を任せきりにせず、適切な使用に努めます。
- 定期的に排水の水質測定を実施し、排水基準に適合しているかどうかを把握します。
- 法令による規制対象外の事業場であっても、事業活動内容の点検、適正な処理施設の設置などにより、排水中の化学的酸素要求量（COD）は 30 mg/l 以下となるよう努めます。
- 化学物質や水質汚濁防止法に規定された有害物質を取扱う場合には、適正な管理、使用、処理に努め、公共用水域や地下水の汚染を防止します。
- 有機塩素化合物は回収、再利用、または代替物質への転換を進めます。
- 使用した機械器具類を洗浄する前に固形物などは布や紙でふき取り、機械器具類を洗浄した水は、ごみが混入しないようスクリーンなどで固形物を取り除くなど、製品の残りがすなどを排水路に流さないようにします。
- 製造工程での汚れの発生量、汚れの特性、度合い等を把握したうえで、工程を見直し、水質汚濁物質の発生を抑えます。
- 飲食店・旅館等では、食器洗浄時の洗剤の適量使用、食物残さの適正処理に努めます。
- 毎日の作業で水の使用量を減らすための作業手順を決め、これを着実に実行します。
- 工場や事業場への節水型機器の導入、工場用水の循環利用や再利用により、水使用の合理化を図ります。
- 放流先の河川などの状況を観察し、排水による悪影響がないか確認します。

(5) 汚濁事故

- 化学物質・油類等の輸送時には、交通事故等に伴う水質汚濁事故に十分留意します。
- 貯油施設、送油施設の定期点検の実施や給油操作ミス防止を徹底し、油類の漏出防止に努めます。
- 水質汚濁事故時の対応マニュアルの作成、夜間を含めた事故対応体制の整備、汚染拡大を防ぐための器具、薬剤等の整備に努めます。
- 水質汚濁事故発生を想定した訓練を実施し、万一の事故発生に備えます。
- 油類が流出してしまったときは、被害を最小限とするよう迅速に対応を講ずるとともに、速やかに消防署、沿岸広域振興局、市役所等関係機関に報告します。

(6) 廃棄物処理

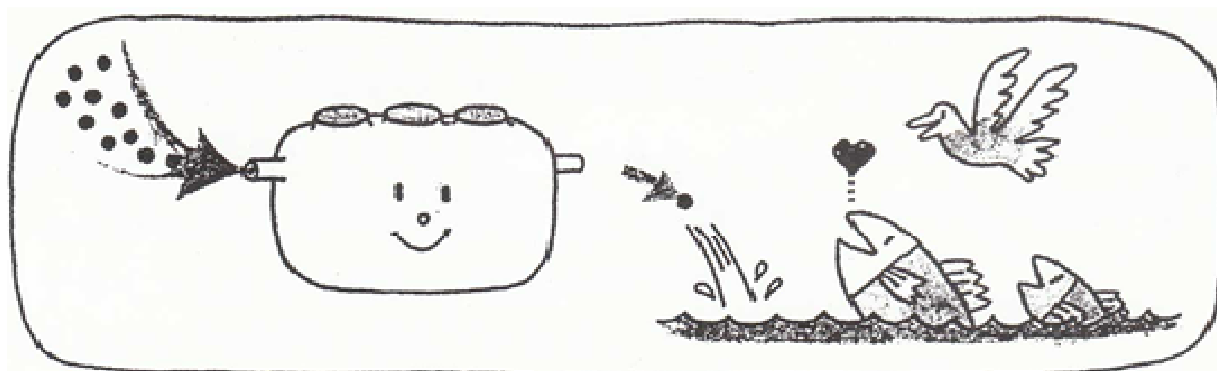
- 事業場では、環境にやさしい製品、リサイクル可能な製品の使用を心がけ、事業活動に伴って発生する廃棄物は、事業者処理責任を基本に適正処理を行うとともに、減量化、再資源化及び再利用を計画的に進めます。
- 産業廃棄物の減量化、分別・再資源化に努めます。
- 飲料水等の自動販売機の設置にあたっては、空き缶入れを設置し、空き缶のポイ捨てを防止するとともに、空き缶があふれることのないよう管理を徹底します。

(7) 開発事業

- 事業の実施にあたっては、水源地や森林の保全、野生生物の生息・生育環境や生態系の保全に十分配慮します。
- 関係法令による地域指定などの状況を十分調査し、法令に則り水環境に配慮した事業を行います。
- 開発事業の計画及び実施にあたっては、地域住民の意見を聴き、適切な対応に配慮します。
- 法令の規制対象外の開発事業であっても、事前に水辺・周辺環境などの調査を十分に行い、環境に配慮します。

(8) 農林水産業

- 農薬・肥料は、天候や作物の状況を十分に考慮し、適正使用に努めます。
- 緩効性肥料の使用や側条施肥田植機の導入などにより、公共用水域への肥料流亡を最小限に抑えます。
- 畜舎の家畜ふん尿が雨水などにより流出しないよう適切な処理に努めます。
- 家畜ふん尿は堆肥化し、農地へ還元利用します。
- 農林業に係る使用済の廃プラスチック資材等は適正に処理します。
- 森林病虫害防除などのために農薬散布を行うときは、森林生態系や河川水質の保全に配慮し、使用量、種類、使用方法等、適正使用に努めます。



3 行政の水環境保全配慮行動

(1) 意識啓発

- 空き缶などのごみのポイ捨て防止について、市民の意識啓発に努めます。
- 学校における環境教育や水辺観察会などの環境学習、環境情報を積極的に提供します。
- 水環境を守る活動をしている団体を支援し、相互に連携できる体制づくりに努めます。
- 消費者や事業者に対して、環境への負荷の少ない生活や事業活動について提案し、普及啓発に努めます。

(2) 流域

- 森林の適正な整備、荒廃した農地の有効な活用等を支援するとともに、公有林を適正に維持管理し、自然環境を保全します。
- 水資源を守るため、水道水源保全地区を積極的に指定するとともに、水源地の状況に注意を払い、水道水源の保全に努めます。
- 大規模開発に対しては、環境影響評価などの手法により水環境に及ぼす影響を予測、評価するとともに、汚濁防止のための対策を指導します。
- 治水・治山事業等の公共事業の実施にあたっては、周囲の自然環境の保全に十分配慮します。
- 庁舎及び公共施設、公営住宅等において、透水性舗装や雨水浸透ますを設置するなど、水環境に配慮した施設の導入を図るとともに、市民及び事業者に対して普及啓発に努めます。

(3) 水辺

- 河川の護岸などの改修にあたっては、水辺の動植物や自然景観に配慮して事業を実施します。
- 親水護岸などの整備により、水に親しめる環境づくりを進めます。
- 親水公園や護岸の整備にあたっては、子どもやお年寄り、身体に障がいのある人などに配慮した施設整備を行います。
- 水辺の動植物の実態を把握するための調査を進め、保護、育成に努めます。
- 水辺の整備にあたっては、住民意見の反映に努めます。
- 市街地や道路、河川敷、道路側溝、宅地等の清掃活動を進めます。
- 水辺の景観を守るため、公共施設や公営住宅の建設にあたっては、周囲の景観に配慮します。
- 地域で行われている水に関わる伝統行事について、守り伝えるための支援を行います。

(4) 水質

- 大船渡湾の海域・流入河川の汚染物質の監視体制の整備、充実を図り、水質の状況の把握に努めます。
- 工場・事業場に対して排水処理に関する技術指導を実施し、法令の基準に適合した排水となるよう指導します。
- 有機塩素化合物を使用する事業場には、排水基準の遵守、回収及び再利用、代替物質への転換を周知、指導します。
- 油類や化学物質等の適正な取扱いについて周知し、公共用水域及び地下水汚染を防止します。
- 事業活動（行政機関を含む）に伴う環境負荷を低減するため、国際標準化機構(ISO)の要求事項を満たした環境マネジメントシステムの構築を促進します。
- 農薬・化学肥料の適正使用の周知、調査研究を進めるなど、環境に配慮した農業を推進します。
- 家畜ふん尿の適切な処理と堆きゅう肥のリサイクルを促進し、畜産経営に関わる環境保全を進めます。
- 下水道、漁業集落排水施設等の整備や、一般家庭への合併処理浄化槽設置の支援を推進するとともに、大船渡浄化センターにおいては、面整備の進捗状況の経過により、高度処理へと移行する段階的な施設整備を行います。
- 合併処理浄化槽の適切な維持管理や生活排水の適正処理について、周知・徹底を図ります。
- 家庭での灯油の取扱いについて注意を促し、水質汚濁事故の未然防止に努めます。
- 水質汚濁事故発生時における連絡体制を整備し、被害の拡大を防ぎます。
- 事業者による廃棄物の適正処理を指導、監督するとともに、適正な処理技術の普及を図ります。
- 廃棄物処理施設や再資源化のための施設整備を進めます。
- 廃棄物の減量化とリサイクルの重要性等について、広く市民に啓発します。
- 廃棄物の不法投棄を防止するため、巡回パトロールを実施します。
- 大雨時に湾内に流入するカヤ・流木等のごみの削減対策に努めます。
- 観光地などの排水処理対策を進めます。